

# 第36回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第36回定例会 令和2年3月27日

開会 14時30分 閉会 17時30分

出席委員 (22名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 3 小山肇治
	2 白倉令子	1 4 依田隆喜
	3 小川高史	1 5 小林健治
	5 小山睦夫	1 6 青木二巳
	6 片十郎	1 7 小林勝元
	7 成山喜枝	1 8 清水洋
	8 齊藤敏彦	推進花岡幹夫
	1 0 柳澤多久夫	推進荻原薫
	1 1 荒木稔幸	推進佐藤富士夫
	1 2 渡邊幹夫	推進竹内芳男

欠席委員  
(1名)

議事録署名委員  
8 齊藤敏彦 1 0 柳澤多久夫

出席職員 (5名)	農業委員会事務局
	事務局長 関 博一
	事務局次長 織田 秀雄
	事務局 笠井 昌鷹
	事務局 河口 晋也
事務局 堀場 亜紀	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
報告第1号 農用地利用集積計画について

第10回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 中央公民館3階 講堂

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第6期、第36回定例総会を開催します。本日、農業委員は全員出席です。推進委員の渡辺さん欠席です。合計22名です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、最後の農業委員会となりました。さくらだよりが、全国から届きました。さて定例総会も6期最後となりました。無事、本日を迎えることができました。委員の皆様の一チームとしての絆と事務局はじめとして関連各部所のご支援、ご協力があったこと深く感謝申し上げます。3年間振り返りまして農業を取り巻く環境は以前にも増して厳しく、特に近年は自然災害によるおおきな被害がありました。農業人口の高齢化が進み地域の担い手不足により、荒廃農地等の増加が心配されます。さらに新型コロナウイルスによる今後の生産活動が心配されます。オリンピックも1年延期となり早い終息を祈るばかりです。農業はこの地域の基盤である。東信農業の発展のためにも生前から引き継いだ農地をしっかりと守る農業委員としての大きな役割が重要だと思います。

本日は議案が多いと聞いております。慎重審議していきたいと思っております。スムーズな進行に心がけてまいります。本日もよろしくをお願いします

本日の議事録署名委員の指名についてですが、8番の齊藤委員と、10番の柳澤委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇ほか〇筆の農地です。場所は〇〇の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。そばを営農する予定です。譲受人の自宅から車で5分圏内と近いため問題ないと判断しました。

続きまして番号2〇〇です。〇〇の農地です。譲受人、譲渡人は共に〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。すでにこの農地を借りてブドウを営農しているのですが、今回売買するものです。譲受人の自宅から車で2分と近いため問題ないと判断しました。

続きまして番号3、4は関連しているため一括でご説明します。まず番号3が〇〇、番号4は〇〇です。共に場所は〇〇の農地です。番号3の譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣地に農作農地があり、集約して耕作するため譲り受けるものです。この農地では稲作をする予定です。譲受人の自宅から5分で近いため問題ないと判断しました。番号4につきましては譲受人は〇〇の人、譲渡人〇〇の人です。譲受人は先ほどの交換に応じること、また経営規模を拡大するため譲り受けるものです。稲

作をする予定です。譲受人の自宅から10分で近いため問題ないと判断しました。

続きまして番号500ほか0筆になります。00の農地です。譲受人、譲渡人は共に00の方です。当該農地はすでに譲受人が長年耕作しており、この度譲り受けるものです。バラ栽培をする予定です。譲受人の隣地のため問題ないと判断しました。

続きまして番号600です。00の農地になります。譲受人は00の方、譲渡人は00の方です。譲受人は経営規模拡大するため、また自宅の隣地ということで集約して耕作するため譲り受けるものです。野菜を農営する予定です。譲受人の自宅の隣地のため問題ないと判断しました。

続きまして番号700です。00の農地です。譲受人は00の方で、譲渡人は00の方です。1月の農地法3条及び利用権で審議いただいた方です。当該農地の隣地に住居地があり1年のほとんどを東御市でブルーベリー栽培をしている方です。経営規模を拡大するため譲り受けるものです。ブルーベリーをする予定です。譲受人の自宅の隣地に近いため問題ないと判断しました。

続きまして番号800です。00の農地です。譲受人は00の方、譲渡人は00の方です。この農地の隣地に譲受人の耕作農地があり、集約して耕作するため譲り受けるものです。野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分と近いため問題ないと判断しました。

続きまして番号900です。場所は00の農地です。譲受人は00の方、譲渡人は00の方です。当該農地の南北には譲受人の耕作している田があり、集約して耕作するため譲り受けるものです。稲作をする予定です。譲受人の自宅から車で3分と近いため問題ないと判断しました。

続きまして番号1000です。00の農地です。譲受人は00の方、譲渡人は00の方です。経営規模を拡大するため譲り受けるものです。クルミや野菜を営農する予定です。譲受人の自宅から車で3分と近いため問題ないと判断しました。

続きまして番号11、12は関連しているため一括でご説明します。まず番号1100、番号12は00です。場所は00です。譲受人、譲渡人は共に00の方です。まず11ですが、当該農地は譲受人の自宅や農地があり、集約して耕作するため譲り受けるものです。野菜を農営する予定です。譲受人の自宅の隣地ということで近いため問題ないと判断しました。番号12ですが、譲受人、譲渡人共に00の方です。譲受人は先ほどの交換に応じること、また経営規模を拡大するため譲り受けるものです。野菜を農営する予定です。譲受人の自宅から近いため問題ないと判断しました。

引き続きまして番号1300です。譲受人は00の方、譲渡人は00の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。すでに利

用権で野菜を営農している農地です。譲受人はの自宅から車で2分と近い  
ため問題ないと判断しました。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1  
の案件につきまして、依田繁二委員より説明をお願いします。

依田委員                お願いします。申請者は〇〇さんで専業農家です。譲渡人は〇〇さんで  
お父さんの時代までは兼業農家だったが、亡くなってからは農業を辞めて  
現在は〇〇に住んでいます。場所は資料の1ページをご覧ください。地図  
にある通り〇〇に向かって土手下になります。譲受人は水田約1町歩、畑  
を1反歩耕作しています。今回の申請は先ほど申し上げた土手下の自宅の  
近くの2筆とそこから〇〇メートルほど離れた場所の合計3筆になりま  
す。自宅からも5分のところになります。そばを作るという事です。経営  
規模を拡大したいとの事で申請がありました。ご審議のほどよろしくお願  
いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につ  
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛  
成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員                お願いします。地図の2ページをご覧ください。〇〇のブドウ団地北側  
に位置し、高速道路の南側になります。譲受人はここでブドウを栽培して  
います。譲渡人はお父さんから相続された畑ですが、耕作できないので以  
前から譲受人の〇〇さんに貸しており、今回話がまとまり売買となりました。  
譲受人は長い間ブドウ園をやっているのです、問題ないと思います。ご  
審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ  
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛  
成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3と4は関連がありますので、一括して荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。図面の3ページをご覧ください。場所は〇〇地籍になりますが、番号3は〇〇の南側、番号4は〇〇の北側になります。番号3のすぐ隣接南側が3の譲受人の〇〇さんのブドウ畑になります。また〇〇さんは〇〇北側の水田を耕作していました。〇〇さんの方から交換をしたいという話があり、希望を〇〇さんに伝え今回、話がまとまりました。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3並びに4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3並びに4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

よろしくをお願いします。地図の4ページをご覧ください。場所は、〇〇から〇〇方面へ向かう道より、〇〇へ向かって〇〇メートルほど入ったところになります。譲渡人の〇〇さんと〇〇さんは兄妹です。耕作していたお父さんが亡くなられて、申請地は譲受人が20年ほど前に自宅を作った時に借りた場所であり、譲受人が長年耕作していてこの度譲り受けることとなりました。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件につきまして、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

よろしくをお願いします。地図の5ページをご覧ください。申請地は〇〇

の裏側、北へ向かって〇〇メートルほどのところにある畑です。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでおり、医者であるため、なかなか耕作は難しいです。申請地は畔地を通らなければ入れない不便な場所であり、譲受人が隣地を耕作していることから、この度譲り受けることになりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件につきまして、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

よろしく申し上げます。地図の6ページをご覧ください。申請地は〇〇のところに〇〇があり、その少し上のS字カーブのところから〇〇メートルのところです。譲受人の〇〇さんは1月の許可申請で、すぐ上の土地を取得して、ブルーベリー栽培をしており、経営拡大をするため、この度譲り受けることとなりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の7ページをご覧ください。〇〇の拡幅工事を行っている場所で、譲受人の〇〇さんはこの北側で耕作しており代替地として譲り受けることとなりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。  
続きまして番号9の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願いします。地図の8ページをご覧ください。申請地は〇〇の〇〇の北側、〇〇から〇〇メートルほどのところになります。自宅からは3分ほどの地籍になります。今回の申請地は上下に譲受人の農地があり、譲渡人とは2代前に親せきとなった経緯があり、譲受人が集約して耕作するため、この度譲り受けることとなりました。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。  
続きまして番号10の案件につきまして、片委員より説明をお願いします。

片委員

よろしくお願いします。地図の9ページをご覧ください。譲受人は現在は会社員です。譲渡人は〇〇に滞在していて管理ができないため、売りたいとの話がありました。譲受人は会社勤めが終わったあと、くるみ・野菜栽培を行う予定です。ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。  
続きまして番号11と12の一括質疑、また番号13は〇〇委員が対象となりますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは、11、12につきまして、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

よろしくお願いします。地図の10ページをご覧ください。番号11は〇〇の信号より〇〇へ向かっていく道の間くらいのところですが、番号12は〇〇の信号より〇〇メートルほど北へ入ったところになります。今回、



〇〇さんの畑のそばのため、農作業の効率化、また〇〇さんは規模拡大のため、農地の交換となりました。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11、12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号11、12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号13の案件につきまして、同じく山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

引き続きよろしくをお願いします。地図の11ページをご覧ください。申請地は先ほどの申請地より〇〇〜〇〇メートルほど向かった〇〇から下がって〇〇番目の畑となります。譲受人の耕作地と地続きになります。譲渡人の〇〇さんのお父さんが昨年亡くなられ、以前から譲受人が耕作していたが、娘さん夫婦がこれからも耕作できないので、譲り渡すこととなりました。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員入室をお願いします。

(〇〇委員入室)

続きまして議案第2号、農地法第4条定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第4条の申請について、説明します。議案書4ページをご覧ください。1番、〇〇、地図の12ページをご覧ください。場所は〇〇の東にある農地です。集合住宅、駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。現在耕作していない申請地にて集合住宅を設置したいとのこと。なお、申請者は近隣で同様の集合住宅を所有しており、実績があります。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため転用はやむを

得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。地図の12ページをご覧ください。申請地の西側が〇〇、北側は〇〇です。申請地はなかなか耕作することができず、年に1回くらいの草刈りを行っていました。市街地にも近く、交通の便も良いところなので、集合住宅および駐車場にすることとし、他の所有と同様に〇〇に管理をお願いするとのこと。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。資料の5ページをご覧ください。番号1、〇〇ほか〇筆の所有権移転です。図面は15ページをご覧ください。〇〇から〇〇に向かって〇〇メートルほど進んだところにある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、申請地に住宅を新築したいとのこと。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇ほか〇筆の使用賃借権設定です。地図の16ページをご覧ください。〇〇と〇〇の間にある農地です。砂利採取敷地の一時転用申請です。譲受人は砂利採取販売業等を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇名おり、すべて〇〇の方です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は申請地を砂利採取地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。採取計画では掘削高〇〇メートル、採取原石量は〇〇m<sup>3</sup>としています。なお、利用期間は許可日から1年間で、期間満了後は耕土厚を増やして優良農地に復旧することとします。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇ほか〇筆の所有権移転です。地図の18ページをご覧ください。〇〇の西にある農地です。特定建築条件付建売分譲地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇を中心に周辺地域で分譲販売等の実績があります。申請地にて〇区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。本申請は特定建築条件付建売分譲ということで、通常の建売分譲と異なり、分譲地に販売期間を設け、分譲地の購入者がハウスメーカー等の建築業者と契約して住宅を建築するものです。今回の計画では、1年半の販売期間を設けており、販売期間中に販売できなかった分譲区画には転用事業者が住宅を建築して、建売分譲を行うこととしています。また、排水については合併浄化槽を設置して場内処理をすることとし、場外には排水しない計画です。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇の所有権移転です。図面は20ページをご覧ください。〇〇の西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在親と同居していますが、手狭なため申請地に住宅を新築したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇ほか〇筆の賃借権設定です。図面は22ページをご覧ください。〇〇を〇〇から〇〇へ向かい、〇〇を抜けた先にある農地です。事務所、駐車場敷地の申請です。譲受人は砂利採取販売業等を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在の事務所が手狭なことや立地的に災害時に危険性があることから、申請地に新規事務所を建築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇ほか〇筆の所有権移転です。図面の24ページをご覧ください。〇〇の南にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇で不動産売買等を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は市内で分譲販売の実績があります。申請地の南に隣接する宅地分譲敷地の区画を整形することにより販売促進するため申請地を転用するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇ほか〇筆の所有権移転です。図面の26ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。ワイン醸造所、農産物販売施設敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は平成20年からワイン生産を委託販売で行っています。申請地にワイナリ

一開設を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。農用地区域内農地ですが、転用目的がワイン醸造所、農産物販売施設ということで、農振法に規定される農用地利用計画に指定された用途に供する施設のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号8、〇〇の賃借権設定です。図面は28ページをご覧ください。〇〇の〇〇の北にある農地です。鉄骨置場敷地の一時転用申請です。譲受人は鉄骨加工業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の建設工事を受注したが、積み下ろしクレーンのそろっている土地の隣接地の鉄骨置場がなく、その条件を満たす申請地を鉄骨置場として利用するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、転用期間につきましては、許可日からの3ヶ月間です。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号9、〇〇の所有権移転です。図面は30ページをご覧ください。〇〇の南東にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人の両親は申請地の隣接地に居住していますが、手狭なため申請地に新たに両親の家を新築したいとのこと。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号10、〇〇の所有権移転です。図面の32ページをご覧ください。〇〇の〇〇信号から〇〇に向かって〇〇メートルほど進んだところにある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は隣接地に居住していますが、進入路が狭く、車の転回部がないため、申請地を住宅敷地として利用するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号11、〇〇の賃借権設定です。図面の34ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。現場事務所、駐車場敷地の一時転用申請です。譲受人は〇〇で総合建設業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地を申請地北にある幼稚園の園舎建替工事の現場事務所、工事関係者駐車場として利用するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、利用期間は許可日から令和3年1月までの10ヶ月間で、工事完了後は畑へ原状回復するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

よろしく申し上げます。地図の14、15ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど下ったところで、更に〇〇メートルほど下ると〇〇があるところです。譲受人はアパートに住んでいるが、生まれが〇〇なので、〇〇地区に家を建てたいと探していました。譲渡人の〇〇さんにはすべて説明済で理解を得ており、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

よろしく申し上げます。地図の16、17ページをご覧ください。場所ですが、〇〇沿いにある〇〇が右側にあり、その西側に申請地があります。1年間の砂利採取のための一時転用です。砂利採取の方法は、まず表土をすきとり、採取敷地内に一時採取します。採取の深さは〇〇メートル、勾配は〇〇度です。また、復元については原形が基本ですが、表土仕上げの厚みはフリードを〇〇センチメートルとしています。不都合が生じた時のために、3年間は修復期間としています。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。地図の18、19ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇メートルほど手前の〇〇沿いになります。譲渡人は農業をする気はなく、現在は娘さんのいる〇〇県に住んでいます。譲受人は〇〇で不動産業をしており、建売分譲を計画しています。〇〇地区は昔から農業が中心で

あり、建売分譲の事例は初めてで心配しています。特に下水の地下浸透で溢れ出したらどうするのか等を心配しており、申請者には安心できる対応をお願いしています。よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ

渡邊委員                農振除外の日にちを教えてください。

事務局                    農振除外は令和元年8月19日付です。

渡邊委員                譲渡人から譲受人の〇〇さんに話がいったのであれば問題ないが、通常だとどうして農振除外として認めたのか分からない。

もう一点はこの周辺を耕作している〇〇さんには声掛けしなかったのか。その前に不動産業者と話ができていたのか聞きたい。

議長                    2点ですが、お願いします。

事務局長                農振除外については農政係の方で行っています。渡邊委員のお話のとおり優良農地であるわけですが、すぐ東側も宅地となっていて申請自体がそのように出ている、検討の結果今回はやむを得ないという事でこのような事となりました。

事務局                    2点目の〇〇さんに関しては、先月〇〇さんの農地の所有権移転について審議していただいた経緯がありますが、今回の〇〇さんの土地に絡めた事については特に何もお聞きしていませんでした。

渡邊委員                農業振興審議会でなぜ農振除外にしたのかやっぱり納得がいかない。また農業をやりたいと言っている〇〇さんがいるのに、一番いい所の水田を宅地にしてしまうは納得がいかない。

事務局                    農振除外の件については、一応聞いている。〇〇さんの件については農振除外の説明の中にはありませんでした。農振会議では農振法に沿って現地もみて決定しており、その時点で〇〇さんの話があれはもしかしたらまた違っていたのかもしれないが、これについては農業振興審議会での結果

である。

農振除外の結果を経て、そこから転用の申請が出てきた。農地法からしても転用でやむを得ないと判断しました。

事務局長

先ほど集落のお話させていただいたが、農振法ではなくて土地改良法の関係で農振除外になっても転用できるのかという判断も併せて話題になったが、その際に東側に宅地がつながっているという中で、可能であるという経緯があります。

(柳澤委員挙手)

柳澤委員どうぞ。

柳澤委員

どれだけの団地ができて、雑排水については、きちんと伝えているのか。

事務局

雑排水につきましては、合併浄化槽で地下浸透の計画です。詳細については上下水道課の方で審査が行われる予定で、農地転用の審査の中ではそのように聞いています。

柳澤委員

周りの田んぼの地権者はどうか。

事務局

今回の農地転用申請書類の中では、しっかり説明をして了承をいただいている。同意というところまでは、農地転用では求めないので印鑑をいただいているものではありません。

事務局長

農振の中では、周りの方たちから書類に同意をいただいています。雑排水については、いずれにしても上下水道課の方になりますが、水はけが良い土地と悪い土地がありますので、掘って水が引いていく時間を確認をしたりして様子を見ていくとの事です。

清水委員

ただいま近隣の方々、改良区等の方々に対しての説明をしたという話がありましたが、雨水処理については聞いたが、御牧原台地は下水道が整備されていないので浄化槽に対しての説明はなかったと聞いています。

事務局長

先ほどは農振除外についての合意をいただいたという事であり、農振除外があり、家を建てる転用があり、それから合併浄化槽という事になるので、これからの説明になるかと思えます。

柳澤委員

計画書を見させてもらったら、すぐにでも始めたいという様だが。

事務局長 許可が出なければ、始められません。

清水委員 ちなみにうちの方では合併浄化槽を地下浸透で行っているというところはないので、その辺も考えながら良い方法でお願いします。

事務局次長 渡邊委員のお話があった優良農地、農振地域の青色の中の優良農地を守るべきと個人的には思います。農振除外については農政係で行っていますので具体的にはあまり言えないのですが、おそらくこの部分が青地だとすると白地との境である。農振除外についても7項目ほど条件がある。その中で農地転用ができるかできないかとあるが、先ほどから申し上げているとおり集落に接続しているという部分で転用は可能である。現状で除外という結果できており、農地法でも転用可能です。雨水処理については、先ほどのとおりで、雑排水についてはこれからの話になります。〇〇さんについては、当初に話がいったかどうかについては、そこまで把握してなくて申し訳ありませんが、おそらくこの話は別で動いたのかなと思います。

渡邊委員 農振除外になってしまっているのも仕方ないが、基本的には優良農地は守るべきであると思う。

事務局次長 渡邊委員よりお話がありましたが、農業委員会事務局としても、そのとおりだと思います。東御市の中には都市計画用途区域、農業振興地域それぞれ目的に応じての土地利用計画というものがございます。農振地域というものは優良農地を守るためのものです。先ほど事務的な事をお話させていただきましたが、そうでなく東御市として、もしくは農林課としてどうやって農地を守るかという貴重なご意見をいただいたという事で、また行政の方でもお話をさせていただければと思います。

渡邊委員 最後に1点だけ。譲受人の〇〇さんには、すぐ下には池もありますし、雑排水等についてしっかり確認をして進めていってもらいたいと事務局から念を押してもらいたいと思います。

事務局次長 事務局の方からもしっかり申し伝えたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 だいぶ意見をいただきましたが、ほかにございますか。  
特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛



成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

11名の賛成をいただきました。17名中11名ということで賛成多数で決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

よろしくお願いします。地図の20、21ページをご覧ください。場所は、〇〇から南側へ〇〇メートルほど行ったところです。現在申請地の南側に造成中の住宅地があり、その北側ということになります。譲受人の〇〇さんはすぐ東隣の〇〇さんの娘さんで、今回〇〇の〇〇さんより譲り受けをして住宅用として取得することになりました。譲渡人の〇〇さんも親戚になります。周囲も特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、同じく花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

よろしくお願いします。地図の22、23ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇手前〇〇メートルくらいのところで、〇〇の対面側になります。以前より生コン事業をやっていて、その事務所が狭いという事があったが、また新規事業部門を立ち上げるということもあり手狭になり、今回の計画となりました。事務所は〇〇平方メートルの〇階建ての事務所および駐車場、通路となります。昨年19号台風の時に車やいろんな設備の避難ができなくて苦労したので、今回の計画で災害時にも利用できることを考えたということです。ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件につきまして、同じく花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

よろしく申し上げます。地図の24、25ページをご覧ください。場所は〇〇の信号から南側へ行ったところで、〇〇を過ぎて住宅地域を少し行ったところ。不動産業者により住宅の余剰地として今開拓中である。先ほど事務局からも説明があったように土地の北側が凹凸になっていて分譲にちょっと不適合なところがあるという事で、譲渡人の〇〇さんとの交渉により、今回この様な結果となりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件につきまして、同じく柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしく申し上げます。地図の26ページになります。〇〇沿いになります。左側に〇〇があります。〇〇を登っていく道があるが、その手前が今回の申請地となります。農業用施設に転用したいとの申請です。譲受人は平成20年よりブドウとワインの生産を行ってきました。自ら栽培から醸造まで一貫して行っていると同時に土地を探していた。譲渡人は現在〇〇勤めで、土地はたくさんあるが耕作ができないため、ワイナリー建設に賛同して譲渡人となりました。ワイナリーは合併浄化槽で、周辺農地における水質汚染等は無いと思われ。周辺の方からも賛同を得ており、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

柳澤委員

ワイナリー建設については問題ないと思いますが、以前〇〇さんのお父さんが隣接するの畑でリンゴ栽培をしていた時に、SSの関係でやらないでほしいと言われ、リンゴ畑を潰したことがありました。ワイナリーは問題無いと思うけど、この周りにワインの畑を作るのはもしかしたら問題が

出てくるかもしれないので、これで農業委員が変わるが、次回の申請からは考慮してほしい。

議長

今、柳澤委員から追加の説明がありました。その辺を加味して、ご質問等がある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件につきまして、同じく竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

よろしくをお願いします。地図の28ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇の北に〇〇があり、さらにその北側に〇〇がある東側になります。譲渡人は〇〇の方です。鉄骨置場敷地の一時転用申請で、転用許可については3ヶ月間になります。譲受人は鉄骨加工業を行っている〇〇の業者です。譲受人は〇〇の建設工事を受注したが、重量のある荷物の積み下ろしに〇〇平方メートル程度の土地が必要であり、積み下ろしクレーンのそろっている土地の隣接地の鉄骨置場がなく、その条件を満たす申請地を鉄骨置場として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(小山幹夫委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員

鉄骨加工業という事ですが、加工するのにも使用するのですか。かなり勾配があると思うが、平らにするのですか。

竹内委員

加工はしません。一時置き場として利用するだけです。斜めになっているが、クレーンがあれば問題ないです。〇〇平方メートルほど広さがあり、クレーンがあり、事務所があり、周りに民家がないという事で非常に良い場所です。

小山委員 わかりました。

議長 ありがとうございます。

ほかに何か質問はありますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号9の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員 よろしく申し上げます。地図の30、31ページになります。場所は〇〇の〇〇そば、〇〇に向かった集落を過ぎ〇〇メートルほど行った農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人の両親は申請地の隣接地に居住していますが、新築するにあたり、当初は2人で住む予定だったが、息子さんたちも一緒に住むようになり、手狭なため申請地に新たに家を建てたいとのことです。雑排水は合併浄化槽です。集落に接続しているため、転用については特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号10の案件につきまして、小川委員より説明をお願いします。

小川委員 よろしく申し上げます。地図の32、33ページをご覧ください。〇〇の〇〇信号から〇〇に向かって〇〇メートルほど進んだところにある農地です。譲受人の方は大工をしており、車の進入路が狭く、回転部がないため、住宅敷地として利用するものです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号11の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。地図の34ページをご覧ください。〇〇の北にある交差点の北側にある農地です。譲受人の〇〇は現在〇〇の園舎建替工事をしており、その現場事務所、駐車場敷地として一時転用で借りたいとの申請です。利用期間は許可日から令和3年1月31日までの10ヶ月間で、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画3月分について、説明します。資料の7から10ページが通常の利用権設定になります。27件、74筆、83,162.8平方メートルです。

続きまして11ページが中間管理事業制度を利用した利用権設定となります。6件、10筆、8,623平方メートルです。

通常の利用権設定について説明いたしますが、7ページをご覧ください。11番の借入れ人の〇〇さんが先ほどの3条の許可をいただいた方になります。

続きまして、中間管理事業制度を利用した11ページです。〇〇さんという方の耕作面積が〇となっておりますが、〇〇で研修をしている。4月から認定就農者として就農して、これから営農していく方です。

続きまして12から20ページになります。こちらは御堂地区の第2工区の利用権設定になります。59件、187筆、105,892平方メートルになります。第2工区は5の経営体の方になります。この中で〇〇さんという方が耕作面積〇となっておりますが、〇〇さんに関しましても〇〇の研修生で、4月からはワイン用ブドウを栽培していく予定です。ちなみに第1工区に関しましては、昨年3月に同じく〇名の方に経営体の方が利

用権設定し、〇〇ヘクタールですが審議をしていただいた経緯があります。以上です。

議長

ありがとうございました。議案第4号、農用地利用集積計画について、大変件数が多いですが、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして続きまして第10回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請書が今月は更新が4件、新規が1件となります。1件目は〇〇さんです。〇〇さんは2回目の更新です。目標とする営農類型は水稲で、規模拡大の目標は水稲の作業受託を小規模ですが進める予定です。3ページをご覧ください。機械・施設の関係ですが、コンバインを〇台新しく購入予定です。農用地の条件としては現在が水田の水もちが悪く水権利が大変なため、水管理の楽な大きな水田、集約を進めていきたいそうです。4ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標としては、現状では1人で間に合っているが、畔草刈りに1人ほど雇用したいとの事です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の小山睦夫委員より補足説明をお願いします。

小山委員

〇〇さんは、〇〇、〇〇で多くの田畑を耕作している。非常に熱心で、辛抱強い方である。農業の書類等も持って来た時にいろいろ話をするが、気さくな方で頑張り屋である。これからも大いに期待できる方であります。以上です。

議長

ありがとうございました。何かご意見等がありますか。

ご高齢ということですので、健康に留意して頑張ってくださいと思います。

続きまして〇〇についてお願いします。

事務局

2件目は〇〇で、目標とする営農類型は果樹単一経営でくるみの栽培をしています。農業経営規模の拡大については、徐々に収穫量を上げていく

予定です。7ページをご覧ください。機械・施設の関係でスピードスプレーヤーを〇台増やしていく予定です。8ページをご覧ください。農業従事態様の改善目標ですが、当面は農業生産法人の構成員で農業に従事していきますが、他産業並みの労働条件を目指していきたいそうです。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当の斎藤委員より補足説明をお願いします。

斎藤委員            この〇〇は平成26年11月に設立をして、耕作放棄地の再生に基づいて、また関係補助金等を活用し平成27年から30年に掛けて普及を図ってきた。東御市の特産であるクルミを約〇〇本植え、地域農業の振興を図ってきた。大変残念ながら5月の遅霜により、農業所得がなかなか厳しい中ではあるが、農業経営改善について経済性分析および経営分析を積極的に行い、収支計画を明確にして収支管理を徹底した。まず栽培計画については〇〇先生に診断をしてもらい、ほぼ順調な結果となっている。また〇〇先生の指導の中で、人工授粉を実施するとともに、雄花を凍霜害から守るための栽培管理を実施する。また将来的には雄花の遅咲き品種の導入を検討するなど、しっかりと安定した経営栽培を行っていききたいとの事です。今後の経営を見通す中で、令和12年頃にやっと農業所得が合うという計画です。当面は農業生産法人の構成員となるが、将来的には地区内の高齢者の労働を活用することも目指して、また日本一のくるみの生産地としてより美しい景観を保全しつつ地域振興を図っていくとの事です。以上です。

議長                    ありがとうございます。何か意見等がありますか。

(小山〇〇委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員            これから一番問題になる加工施設で、どのように活用するか。東御市で一番大きな生産者になるが、乾燥して出荷までの作業をどの様にするかという事が一番の問題になると思う。クルミ生産者も高齢化しているので、ぜひ加工施設を農協にもお願いしているところですが、市の施策としてもお願いしたい。

議長                    ありがとうございます。ワイン・チーズ・クルミ、皆さんで盛り上げてもらえればと思います。  
続きまして〇〇さんについてお願いします。

事務局 3件目は〇〇さんで、2回目の更新となります。目標とする営農類型は水稲、薬用作物、野菜、小麦、受託です。経営規模の拡大についてはスイートコーンは生産量を増やし、水稲は面積を拡大していく予定です。13ページをご覧ください。機械・施設の関係で、生産施設パイプハウス2棟とありますが、育苗用で建てる予定です。農用地の条件としては近いところにして、作業効率を高めていきたいそうです。農業従事態様等の改善目標は雇用を増進し、家族労働の軽減を図っていきたいそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当の清水委員より補足説明をお願いします。

清水委員 〇〇さんは東御市の〇〇など地域貢献をされていた方です。経営の内容は稲作中心で、センブリも栽培。夫婦2人で仲良くやっている。年に2回ほど旅行もし、楽しみを交えながら行っている。また御牧原台地も高齢化が進み、作業受託を行う中で施設の拡張もしたいとの事です。以上です。

議長 ありがとうございます。何かご意見等がありますか。  
ご夫妻仲良く、健康に気を付けてお願いします。  
続きまして〇〇さんについてお願いします。

事務局 4件目は〇〇さん、〇〇さんです。目標とする営農類型は薬用作物、水稲、野菜です。経営規模の拡大について、水稲については策付面積はそのままで生産量を上げていき、センブリの面積は増やすそうです。17ページをご覧ください。機械・施設の関係でトラクターを〇台買いかえる予定です。またコンバインも〇台増やしていきたいそうです。18ページをご覧ください。制度資金についてトラクターとコンバインの購入でスーパーL資金を考えているそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは同じく担当の清水委員より補足説明をお願いします。

清水委員 薬用人参といえば〇〇さんというように熱心に取り組んでいます。〇〇さんで3代目です。以前はもっと農家が居たが、中国の安いものが出回り栽培農家が減っている状況です。東京のアンテナショップに出店するなど、積極的に販売にも努めている。今年結婚するという事で、また頑張っている。以上です。



議長 ありがとうございます。何かご意見等がありますか。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡辺委員どうぞ。

渡邊委員 農業農業という割には、それに対する助成措置とか補助がない。優良農地を守るため、ある程度優良農地を取得する人には、補助ないし、何か取得に対する資金手当てをしてほしい。

事務局長 貴重なご意見ありがとうございます。市といたしましても令和2年度人・農地プランの中でそういった皆さんの意見をお聞きしながら進めていきたい。貸し手借り手といった中で、借り手がいなければ進められない。市としても借り手の方が有利になれるような制度というものを、いろいろ加味しながら進めていきたい。その際にはまた人・農地プラン等で地域の話し合いなど多々あると思いますが、皆様のご協力をお願いします。

議長 ほかに何かご質問のある方はいますか。  
それでは次に、〇〇についてお願いします。

事務局 5件目は〇〇です。新規です。目標とする営農類型は複合経営で、農業経営規模の拡大に関する目標として醸造用ブドウをさらに拡大する予定です。21ページをご覧ください。機械・施設ですが、スピードスプレーヤーを〇台、トラックを〇台購入する予定です。22ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標ですが、現在夫婦2人で経営しているので、作業が追い付かない場合もあるそうです。月に8日の休日、夏季、年末年始等の休日を取得できるようにしたいそうです。また収支計画ですが、19ページをご覧ください。年間農業所得の現状と目標の中の目標値について、収支計画が挙げられています。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当の依田隆喜委員より補足説明をお願いします。

依田委員 よろしく申し上げます。代表の〇〇さんですが、もう少し農地を増やしたいそうです。畑を借りワイン用ブドウを作りたいそうです。将来はワインの製造、醸造に努めていきたいそうです。これからどんどん忙しくなると思いますが、健康に気を付けて進めてほしいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。何かご意見等がありますか。

特に無いようですので、次に〇〇さんについてお願いします。

事務局

6番目は〇〇さんです。新規です。目標とする営農類型は果樹です。経営規模の拡大については、巨峰に替わってシャインマスカット、ナガノパープルを拡大していきたいそうです。26ページをご覧ください。その他の関連・附帯事業で直販事業を現状の20%から40%にしていきたいそうです。28ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標ですが、家族労働中心で作業分担、休日は決めていないので、雇用の活用、施設化・ほ場整備により労力軽減をしていきたいそうです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは同じく担当の依田隆喜委員より補足説明をお願いします。

依田議員

よろしくお願いします。〇〇さんはブドウとリンゴを作っています。将来的にはブドウは巨峰からシャインマスカット、ナガノパープルに替えていきたいそうです。まだ若い方ですが、頑張してほしいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。何かご意見等がありますか。  
それでは中島さんについてよろしくお願いします。  
続きまして〇〇についてお願いします。

事務局

7件目は〇〇です。新規の申請です。目標とする営農類型は露地有機野菜で、農業経営規模の拡大については、レタス、花豆、体験農業の拡大だそうです。31ページをご覧ください。機械・施設についてですが、最小限でやっていきたいそうです。32ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標ですが、月6または7日の公休、10日程度の有給休暇の完全消化を進めていきたいそうです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の柳澤委員より補足説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願いします。〇〇は〇〇中心の畑を使ってやっていただいています。代表者は〇〇さんとなっていますが、実際には東御農場は32ページにあります〇〇さんが中心となっています。一生懸命やっていますので、応援していきたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。何かご意見等がありますか。

特に無いようですので、これからも優良農地を生かして行ってほしいと思います。それでは次に〇〇についてお願いします。なお、〇〇委員が関係しておりますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局

8件目は〇〇です。目標とする営農類型は稲作・作業受託・もち加工で、農業経営規模の拡大については、水稻、作業受託の拡大だそうです。36ページをご覧ください。機械・施設についてですが、トラクター〇台、コンバイン〇台、セフティローダー〇台、ダンプカー〇台、パイプハウス〇棟、保冷貯蔵施設〇棟、機械格納庫・作業棟〇棟を増やしていきたいそうです。農用地利用の条件ですが、東御市中心に農地集約を進めていきたいそうです。37ページをご覧ください。農事従事態様等の改善目標ですが、特に休みを決めていないので、福利厚生の実、休暇制度の導入を進めていきたいそうです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の齊藤委員より補足説明をお願いします。

齊藤委員

〇〇委員のお宅の申請であります。〇〇委員は平成5年に全国的に冷夏の年に本格的に稲作経営に乗り出し、家族で積極的に行い軌道に乗ってきたという経緯です。昨年10月に息子さんに経営をバトンタッチして、〇〇くんを代表に〇〇を設立した。申請書の中身を見ても現状しっかり捉えて5年後の目標・収支バランスとなっています。作付けしている面積も〇反歩から〇反歩という事で、今は無人トラクターと考えているが、近いうちには最新のコンバインを購入する経営侵略を考えている。また農閑期を利用しての販路拡大も考えている。〇〇さんは人と人とのつながりを大事にして祢津くろつち会、農業青年クラブ、YO農会にも参加している。将来地域のリーダーとして期待できる方です。以上です。

議長

ありがとうございました。何かご意見等がありますか。  
水稻一本で頑張っているとの事です。これからもよろしくをお願いします。  
〇〇委員入室をお願いします。

(〇〇委員入室)

議長

以上をもちまして、第10回農業経営改善計画意見聴取について終了します。ありがとうございました。  
全体を通して何かありますか。

特に無いようですので、以上をもちまして議事の方も終了とさせていただきます。時間の関係上、最後の方が急ぎ足となってしまいましたが、ご協力ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆でお願いします)